

ラリー競技開催規定 細則：スペシャルステージラリー開催規定

下線部：変更箇所

改正後	現行規定
スペシャルステージラリー開催規定	スペシャルステージラリー開催規定
ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。	ラリー競技開催規定第2条に従い、スペシャルステージラリーに適用する規定を以下の通り定める。
第1章 総則	第1章 総則
第1条 定義	第1条 定義
1) ~5) (略)	1) ~5) (略)
6) 公式掲示板：公式文書および参加者への指示や公示、競技の結果成績等を掲示する場所で、物理的または電子的のいずれであってもよいが、両者を併用する際は、その掲示内容に差異があつてはならない。設置場所は特別規則書に明記するか、その他の方法で参加者またはクルーに必ず伝達しなければならない。	6) 公式掲示板：公式文書を掲示する場所で、物理的又は電子的のいずれであってもよいが、両者を併用する際は、その掲示内容に差異があつてはならない。設置場所は特別規則書に明記するか、その他の方法で参加者またはクルーに必ず伝達しなければならない。
公式掲示板には、公式通知以外のコミュニケーションやリストなど参加者またはクルーに対して周知する必要のある他の情報も掲示することが認められるが、公式通知かそれ以外の情報であるかが明確に判別できるよう掲示すること。	公式掲示板には、公式通知以外のコミュニケーションやリストなど参加者またはクルーに対して周知する必要のある他の情報も掲示することが認められるが、公式通知かそれ以外の情報であるかが明確に判別できるよう掲示されること。
7) ~13) (略)	7) ~13) (略)
14) リフューエルエリア (RA)：アイテナリー上で定める、競技中に燃料補給が認められる場所。別添1の標識にてその開始と終了地点が標示される。本エリアにはクルー及び担当 <u>競技役員</u> のみが立入ることができるが、特別規則書にて定める場合、その条件に従い立入が認められる。本エリアでは給油作業以外を行ってはならない。	14) リフューエルエリア (RA)：アイテナリー上で定める、競技中に燃料補給が認められる場所。別添1の標識にてその開始と終了地点が標示される。本エリアにはクルー及び担当 <u>オフィシャル</u> のみが立入ることができるが、特別規則書にて定める場合、その条件に従い立入が認められる。本エリアでは給油作業以外を行ってはならない。
15) (略)	15) (略)
16) レグ (LEG)：夜間リグループ (<u>オーバーナイトリグループ</u>) により分けられるラリーの各競技部分。第1 レグの前の夜にスーパースペシャルステージが行われる場合、それは第1 レグの第1 セクションと見なされる。	16) レグ (LEG)：夜間リグループ (<u>オーバーナイトパークフェルメ</u>) により分けられるラリーの各競技部分。第1 レグの前の夜にスーパースペシャルステージが行われる場合、それは第1 レグの第1 セクションと見なされる。
(1) ~ (2) (略)	(1) ~ (2) (略)

- 17) ~25) (略)
- 26) ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、赤旗が準備され、競技長の指示により赤旗が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて赤旗が提示されるのは、スタートを除きこの地点のみである。
- 27) トラッキング

ラリー競技において競技を円滑かつ安全に進行するため、オーガナイザーがラジオポイント等のステージに沿って配置した競技役員からの報告、および可能な場合は通信等を用いる機器・電子システムを用いて、スペシャルステージにおけるすべての競技車両のおよその位置、挙動および状態を追跡すること。

- 17) ~25) (略)
- 26) ラジオポイント：スペシャルステージ内走行中の競技車両の走行状況を把握し、事故発生時の効率的な救助活動を目的に、スペシャルステージ内に設置される地点。この地点では、通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員が配置され、連絡用無線が設置される。また、赤旗が準備され、競技長の指示により赤旗が提示される場合がある。スペシャルステージ内にて赤旗が提示されるのはこの地点のみである。

- 27) トラッキング：

(1) 定義

ラリー競技におけるロードおよび信号の管制を適切に遂行するため、オーガナイザーが通信等を用いる機器・電子システム、および／または人員配備等による人為的な手段を用いて、SSステージにおけるすべての競技車両の正確な位置、挙動および状態を追跡すること。

(2) 機能の要諦

- ① SSコースでのトラブル発生が速やかに確認できる。
② SSコースでのトラブル発生箇所が速やかに把握できる。

(3) 推奨基準

① 必須事項

- ア 電波法、個人情報保護法等、関係法令に適合している。
イ 通信等を用いる機器・電子システム使用の場合：
(ア) 無線通信（衛星、携帯、Wi-Fi 等）あるいは有線通信（光ファイバー、有線ケーブル、有線接続しPCで記録を取り出す等）。
(イ) 競技会全体を通じ通信状態が良好である。
(ウ) 車載装置は、競技車両に安全に固定することが可能。
(エ) ラリー競技の使用に耐える信頼性（耐震性、使用可能温度、耐水性等）を有する。

② 推奨事項

- ア SSコースでのトラブル発生を概ね10秒以内に確認可能。
イ 通信等を用いる機器・電子システム使用の場合：
(ア) マップに各ステージが表示され、SSコースにおける競技車両の位置情報を常時表示可能。
(イ) シートベルトおよび安全ベルトを装着した状態で、クルーが

28) (略)

第2条 統一書式

オーガナイザーは、アイテナリー、ロードブックおよびタイムカードを作成しなければならず、別添の推奨様式に従うことが望ましい。

1. (略)
2. タイムカード：オーガナイザーは、行程上に設けられた各コントロール（第22条、参照）で計時記録の記入および押印または署名を行うためのカードを用意しなければならない。少なくとも各セクションごとに別々のタイムカードのセットを発行することとする。また必要に応じてパッセージコントロールで押印または署名を行ってもよい。なお、タイムカードに記入を行うことができるるのは担当競技役員に限るものとし、クルーはクルー使用欄以外に記入を行ってはならない。

推奨様式については別添4を参照のこと。

第3条 特別規則書

特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

- 1.～3. (略)
4. クルーおよび参加車両の変更に関する下記の事項
正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただしコ・ドライバーおよ

SOS/OK ボタンプッシュ操作が可能。

- (ウ) トラブル発生時に、現場のセーフティの状態(OK/SOS)の判別が可能。また、S/Sコースの通信カバー率は、概ね80%以上確保されている。
- (エ) 競技車両端末からOK発報の際、現場がコースクリアか、コースを塞いでいるかを選択可能。
- (オ) 競技車両端末からSOS発報の際、火災の発生があるか、負傷しているかを選択可能。
- (カ) 競技車両端末との通信状態(確保または断絶)の確認が可能。
- (キ) 競技車両端末からSOSが発報された際、ラリーコントロール側でSOS傍受と同時に、アラーム等でコントロールルーム内に確実に知らせる機能を有する。
- (ク) 競技長が提示した赤旗を対象車両端末に表示可能。

28) (略)

第2条 統一書式

オーガナイザーは、アイテナリー、ロードブックおよびタイムカードを作成しなければならず、別添の推奨様式に従うことが望ましい。

1. (略)
2. タイムカード：オーガナイザーは、行程上に設けられた各コントロール（第21条、参照）で計時記録の記入および押印または署名を行うためのカードを用意しなければならない。少なくとも各セクションごとに別々のタイムカードのセットを発行することとする。また必要に応じてパッセージコントロールで押印または署名を行ってもよい。

推奨様式については別添4を参照のこと。

第3条 特別規則書

特別規則書には、国内競技規則4-8のほか、少なくとも次の事項を明示すること。

- 1.～3. (略)
4. クルーおよび参加車両の変更に関する下記の事項
1) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただしコ・ドライバーおよ

び参加車両については、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第6条に定める条件において認めることがある。

【※変更を認めない場合は特別規則書にこの事項を含める必要はない】

5. ラリースケジュール：下記の事項を含むこと。

- 1) ~5) (略)
- 6) 審査委員会の日時
- 7) ~10) (略)
- 6. ~7. (略)

第4条 公式書類

・公式通知

(略)

・ラリーガイド

このガイドの概念は、メディア、競技役員および競技運営関係者あるいは競技

および参加車両については、参加者から参加確認受付終了あるいはレッキ受付終了（いずれか早い方）までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会がやむを得ない理由であるとして、その変更を認めた場合はこの限りではない

この承認を受けるまでは、変更後に参加が予定されるコ・ドライバーおよび車両でのレッキ等への参加や車両検査を受けるなどの大会への参加は認められない。

また、この承認以降は当初のコ・ドライバーおよび車両は以後当該競技会への参加は認められない。

競技長は、競技に参加せず、レッキのみへの参加を認めることがある。この場合は車両1台、クルー2名を1単位として、競技長が定める期限までに書面にて申請を行い、承認を受けなければならない。

また、やむを得ない理由により正式参加受理されたコ・ドライバーがレッキに参加できない場合、クルーの変更と同様の手続きによりレッキのみを行う代理のコ・ドライバーの申請を行うことができるが、競技会審査委員会が認めた場合に限り本措置が適用される。これは例外的な救済措置であり、参加受理された以外のコ・ドライバーをレッキに参加させることを主たる目的として濫用してはならない。

レッキのみへの参加を認められたクルーは、大会に適用される規則のうち、レッキに関する全ての条項に従わなければならず、違反した場合には競技長または競技会審査委員会により罰則が科せられる場合がある。

2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

5. ラリースケジュール：下記の事項を含むこと。

- 1) ~5) (略)
- 6) 第一回審査委員会の日時
- 7) ~10) (略)
- 6. ~7. (略)

第4条 公式書類

・公式通知

(略)

・ラリーガイド

このガイドの概念は、メディア、競技役員あるいは競技参加者いざれもが、1

参加者いずれもが、1つの書類で書類事務作業を済ませられるようにしようとするものである。ラリーガイドは、ラリースタートの少なくとも3週間前に電子的書類として発表することができる。ラリーガイドの印刷版作成はオーガナイザーの任意である。

・エントリーリスト

競技会特別規則にあるエントリー締め切り次第、オーガナイザーは、以下の内容を含めエントリーリストとして発表すること。

-競技車両番号

-競技参加者のフルネーム

-ドライバー／コ・ドライバーの氏名（競技運転者許可証に記載された氏名をアルファベット、カタカナ、平仮名、または漢字表記したもの）

-エントリーする車両名と車両型式

-エントリーする車両のクラス

・スタートリスト

（略）

第5条 参加車両 （略）

第6条 クルーおよび参加車両の変更

1) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただしコ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了あるいはレッキ受付終了（いずれか早い方）までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会がやむを得ない理由であるとして、その変更を認めた場合はこの限りではない。

この承認を受けるまでは、変更後に参加が予定されるコ・ドライバーおよび車両でのレッキ等への参加や車両検査を受けるなどの大会への参加は認められない。

また、この承認以降は当初のコ・ドライバーおよび車両は以後当該競技会への参加は認められない。

競技長は、競技に参加せず、レッキのみへの参加を認めることができる。この場合は車両1台、クルー2名を1単位として、競技長が定める期限までに書面にて申請を行い、承認を受けなければならない。

また、やむを得ない理由により正式参加受理されたコ・ドライバーがレッキに参加できない場合、クルーの変更と同様の手続きによりレッキ

つの書類で書類事務作業を済ませられるようにしようとするものである。ラリーガイドは、ラリースタートの少なくとも3週間前に電子的書類として発表することができる。ラリーガイドの印刷版作成はオーガナイザーの任意である。

・エントリーリスト

競技会特別規則にあるエントリー締め切り次第、オーガナイザーは、以下の内容を含めエントリーリストとして発表すること。

-競技車両番号

-競技参加者のフルネーム

-ドライバー／コ・ドライバーの氏名

-エントリーする車両名と車両型式

-エントリーする車両のクラス

・スタートリスト

（略）

第5条 参加車両 （略）

のみを行う代理のコ・ドライバーの申請を行うことができるが、競技会審査委員会が認めた場合に限り本措置が適用される。これは例外的な救済措置であり、参加受理された以外のコ・ドライバーをレッキに参加させることを主たる目的として濫用してはならない。

レッキのみへの参加を認められたクルーは、大会に適用される規則のうち、レッキに関する全ての条項に従わなければならず、違反した場合には競技長または競技会審査委員会により罰則が科せられる場合がある。

2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第2章 競技運営

第7条 競技会本部 (ヘッドクオーター) (略)

第8条 競技の設定 (略)

第9条 スペシャルステージの開催運営基準

以下を満たすこと。ただし、※を付記した項目については、地方競技以下（地方格式、クローズド格式）については強く推奨とする。

1. コースと安全

(1) 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知すること。

(2) 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、国際格式競技については国際モータースポーツ競技規則付則H項にも従わなければならない。

- 1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
- 2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。
- 3) ※国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。

第2章 競技運営

第6条 競技会本部 (ヘッドクオーター) (略)

第7条 競技の設定 (略)

第8条 スペシャルステージの開催運営基準

1. クローズド（クローズド格式）、リストリクティッド（地方格式）：

(1) 各コースは、原則として舗装路面（アスファルト、ターマック等）、未舗装路面（グラベル等）、または積雪路面（氷結路面を含む）のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は（ミックス路面を含み）、参加者に事前に情報を告知すること。

(2) 開催については、下記事項を満足しなければならない。

- 1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。
- 2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。

4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認（トラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。

※このラジオポイントは約5km毎に少なくとも1ヵ所設置しなければならない。

5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、赤旗を準備しておくこと。

※消火器（3kg以上）を備えることとする。

6) ※スタート地点には緊急時にに対応し以下のものを配置すること。

-緊急用車両

-医師または救急救命措置の行える者（全日本選手権では医師が望ましい）

-消火器（4kg×2本相当以上）

-大会本部との連絡機器

-赤旗

コースが15kmを越える場合には中間地点（ミッドポイント）には緊急時にに対応し以下のものを配置すること。

-緊急用車両

-医師または救急救命措置の行える者

-消火器（4kg×2本相当以上）

-大会本部との連絡機器

7) ※ストップ地点には緊急時にに対応し以下のものを配置すること。

-消火器（4kg×2本相当以上）

-大会本部との連絡機器

8) ※緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F公認レーシングコースおよびJ A F公認スピード競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、J A Fの確認（査察等）を受けること

3) スタートからフィニッシュまでの主要な箇所に通過確認（トラッキング）、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。

4) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、赤旗を準備しておくこと。

5) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

6) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、J A F公認レーシングコースおよびJ A F公認スピード競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、J A Fの確認（査察等）を受けること。

2. 観客の安全・コントロール

- 1) 観客に警告を促すために、8)の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
- 2) ※危険な場所はセーフティプランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティプランに示されている危険なエリアをはっきりと示すこと。
それはまた観客の到着前に行うこと。
- 3) 競技長は、救急委員長の推奨事項（FIA国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、00 カー、0 カーの乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
- 4) 競技中（00 カーが通過後、スイーパーカーが通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
- 5) 競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数の競技役員又は警備員を配置しなければならない。
- 6) 競技役員は、役務担当者であることが明確に視認・確認できるように、ジャケットまたはタバード等を身に付けること。
- 7) スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。

8) インフォメーション（安全に対する告知）

- 観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝えること。
- 印刷物、呼びかけ、およびテレビ報道
 - ポスター提示
 - パンフレットの配布
 - 拡声器装備車両（コースインフォメーションカー）の競技ルート通過により観衆に告知する（最初の車両がスタートする45分から1時間前が推奨される）。この車両は、拡声器装備のあるヘリコプターに替えることができる。この運用は必要に応じて何度も繰り返すことができる。

3. 上記1. および2. に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

観客安全・コントロール

- ①観客に警告を促すために、7)の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。
- ②競技長は、救急委員長の推奨事項（FIA国際競技規則H項参照）を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャルステージを中止できるよう、00 カー、0 カーの乗員（および審査委員会）の推奨事項も考慮することとする。
- ③競技中（00 カーが通過後、スイーパーカーが通るまで）一般観客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
- ④競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又は警備員を配置しなければならない。
- ⑤オフィシャルは、はっきりと確認できるように、ジャケット等を身に付けること。
- ⑥観客が安全に移動できるような場所、および時間を設定すること。

⑦インフォメーション（安全に対する告知）

- 観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法による
- 印刷物、呼びかけ、およびテレビ報道
 - ポスター提示
 - パンフレットの配布
 - 拡声器装備車両（コースインフォメーションカー）の競技ルート通過により観衆に告知する（最初の車両がスタートする45分から1時間前が推奨される）。この車両は、拡声器装備のあるヘリコプターに替えることができる。この運用は必要に応じて何度も繰り返すことができる。

7) 上記1)～5) に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠した準備や対策を追加すること。

(3) 国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づき、下記事項を強く推奨する。

- 1) 国際モータースポーツ競技規則付則H項を参考に緊急事態に備えた「セーフティプラン（緊急時マニュアル）」を作成し、関与する競技役

員に緊急時の対応を周知徹底すること。

2) ラジオポイントは約5km毎に設置すること。

3) スタート地点には緊急時に応じ以下のものを配置すること。

緊急用車両

医師または救急救命措置の行える者

消火器 (4kg×2本相当以上)

大会本部との連絡機器

4) ストップ地点には緊急時に応じ以下のものを配置すること。

消火器 (4kg×2本相当以上)

大会本部との連絡機器

5) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

6) 上記1)～4)に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則付則II項に準拠した準備や対策を追加すること。

2. セミナショナル (準国内格式)、ナショナル (国内格式) またはインターナショナル (国際格式) :

(1) 各コースは、原則として舗装路面 (アスファルト、ターマック等)、未舗装路面 (グラベル等)、または積雪路面 (氷結路面を含む) のいずれかで設定されなければならない。また異なる路面のスペシャルステージを組み合わせる場合は (ミックス路面を含み)、参加者に事前に情報を告知し、それぞれの路面に適したタイヤを装着できるよう配慮すること。

(2) 開催については、下記の事項を満足しなければならない。また、インターナショナル (国際格式) については国際モータースポーツ競技規則付則II項にも従わなければならない。

1) コースは競技関係者以外には確実に遮断されていること。

2) コースは、安全性を考慮し適切な場所に設定すること。

3) 国際モータースポーツ競技規則付則II項を参考に緊急事態に備えた「セーフティープラン (緊急時マニュアル)」を作成し、関与する競技役員に緊急時の対応を周知徹底すること。

4) スタートからフィニッシュまでの間に通過確認 (トラッキング)、連絡用無線を設置したラジオポイントを必ず設けること。このラジオポイントは約5km毎に少なくとも1カ所設置しなければならない。

5) ラジオポイントには通過確認（トラッキング）要員と緊急時要員を配置し、赤旗および消火器（3kg以上）を準備しておくこと。

6) スタート地点には緊急時に応じ以下のものを配置すること。

緊急用車両

医師または救急救命措置の行える者（全日本選手権では医師が望ましい）

消火器（4kg×2本相当以上）

大会本部との連絡機器

コースが15kmを越える場合には中間地点（ミッドポイント）には緊急時に応じ以下のものを配置すること。

緊急用車両

医師または救急救命措置の行える者

消火器（4kg×2本相当以上）

大会本部との連絡機器

7) ストップ地点には緊急時に応じ以下のものを配置すること。

消火器（4kg×2本相当以上）

大会本部との連絡機器

8) 緊急用車両は、参加車両から救出するのに必要な機材を積載した車両と、負傷したクルーを搬送できる車両の2台体制であることが望ましい。

9) 開催場所の周辺には救急病院（外科、脳神経外科、整形外科、救命救急センター等）があり、競技会当日の受け入れ体制が確立されていること。

10) 開催場所に観衆（観客）を入れる場合は、その安全確保に十分留意しなければならない。とくに、JAF公認レーシングコースおよびJAF公認スピード競技コース（2級以上）以外の場所に観衆を入れる場合には、公認コースに準じた十分な防護対策を講じなければならず、JAFの確認（査察等）を受けること。

観客安全・コントロール

①観客に警告を促すために、⑧の手段を適用すること。必要であれば、危険なエリアに侵入しているいかなる人物も排除すること。

②危険な場所はセーフティプランに盛り込むこと。オーガナイザーは、セーフティプランに示されている危険なエリアをはつきりと示

すこと。それはまた観客の到着前に行うこと。
③競技長は、救急委員長の推奨事項 (FIA国際競技規則II項参照)
を考慮することとする。また、万一危険な状況の場合にはスペシャ
ルステージを中止できるよう、00 カー、0 カーの乗員 (および
審査委員会) の推奨事項も考慮することとする。
④競技中 (00 カーが通過後、スイーパーカーが通るまで) 一般観
客は、競技に使われる道路沿いに移動することを禁止する。
⑤競技中に観客の安全を確保するため、十分な人数のオフィシャル又
は警備員を配置しなければならない。
⑥オフィシャルは、はつきりと確認できるように、ジャケット等を身
に付けること。
⑦スペシャルステージは、観客が安全に移動できるような場所、およ
び時間を設定すること。
⑧インフォメーション (安全に対する告知)
観衆向けのインフォメーションはさまざまな方法で伝える
パンフレット、チラシ、プログラム
11) 上記1) ~10) に加え、必要に応じて国際モータースポーツ競技規則
付則II項に準拠した準備や対策を追加すること。

第9条 競技役員

1. ~3. (略)
4. コンペティターズリレーションズオフィサー (CRO) の第一の任務は、競技参加者／クルーに対し、規定およびラリーの運営に関する情報あるいは解説を提供することである。CROは、競技参加者／クルーが容易に確認できなければならず、CROスケジュールにしたがっていること。

第10条 参加確認および参加車両検査

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。その確認の際は、1) および2) の本人確認のため、クル
ーが立ち会わなければならない。
1) すべてのクルーの自動車運転免許証。オーガナイザーが電子的な運転免
許証の提示を認める場合、読み取り手段を用意し、確認の場で読み取り
を行って提示し、内容の真正性を証明する義務は参加者が負う。画面コ
ピー等の写しの提出や提示は認められない。

1. 参加者に対し、少なくとも下記の書類の提示を義務づけ、その記載内容を確認すること。

- 1) すべてのクルーの自動車運転免許証

- 2) ~5) (略)
- 6) ラリー競技に有効な対人賠償保険証（または共済等）および搭乗者保険証（または共済等）
- 7) ~8) (略)
2. ~11. (略)

12. (略)

13. 車両検査にて取り外された部品または操作された部品が、正しく元に戻されているかの確認義務は参加者にある。

第12条 レッキ

1. オーガナイザーはレッキを実施しなければならず、具体的な方法を特別規則書に明記しなければならない。
2. 各クルーが公平にコース情報を記録することができるよう配慮し、車両を用いる場合はスペシャルステージ1カ所につき、予定されている進行方向で2回の走行が可能な設定とすることが望ましい。車両によるレッキが実施できない場合は慣熟歩行等でこれに代えてもよい。
3. レッキ中、レッキ車両同士が相互に対向するようなスケジュール設定をしてはならない。また、オーガナイザーは競技に使用されるロードブックおよびレッキに必要な情報が記載された地図等をクルーに配付するとともに、スペシャルステージのスタート/フィニッシュ、ラジオポイントおよびストップポイントの位置をコース上に示すこと。
4. レッキ実施中はコースに適切に係員を配置し、走行回数の把握及び通過確認を行うとともに、安全な運営に努めなければならない。
5. オーガナイザーは特別規則書に明記することにより、レッキに使用する車両およびタイヤの仕様を定めることができる。
6. レッキ中のスピード
オーガナイザーはスペシャルステージ内の制限速度を決めても良い。その制限速度は特別規則書に記載し、レッキ中のいかなるタイミングでもチェックすることができる。

- 2) ~5) (略)
- 6) 対人賠償保険証（または共済等）および搭乗者保険証（または共済等）
- 7) ~8) (略)
2. ~11. (略)

12. オーガナイザーは競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。かつ、競技車両は4つの自由に回転する車輪（ホイールとタイヤの両方が正しく装着されている状態）でのみ走行でき、ドライバーの視界を著しく妨げるほどフロントガラスにダメージを負った車両は、競技中一切の走行もさせてはならない。

13. (略)

第11条 レッキ

1. スペシャルステージラリーでは必ず実施されるものとし、具体的な実施方法は特別規則書に明記されなければならない。その方法は、各クルーが公平にコース情報を記録することができるよう配慮したものとし、車両を用いる場合はスペシャルステージ1カ所につき、予定されている進行方向で少なくとも2回の走行が可能な設定とすることが望ましい。車両によるレッキが実施できない場合は慣熟歩行等でこれに代えてもよい。レッキ中の車両が相互に対向するようなスケジュール設定をしてはならない。また、オーガナイザーは競技に使用されるロードブックおよびレッキに必要な情報が記載された地図等をクルーに配布するとともに、スペシャルステージのスタート/フィニッシュ、ラジオポイントおよびストップポイントの位置をコース上に示すこと。レッキ実施中はコースに適切に係員を配置しなければならない。
2. オーガナイザーは特別規則書に明記することにより、レッキに使用する車両およびタイヤの仕様を定めることができる。
3. レッキ中のスピード
オーガナイザーはスペシャルステージ内の制限速度を決めても良い。その制限速度は特別規則書に記載し、レッキ中のいかなるタイミングでもチェックすることができる。

7. アイテナリーの公示以降、特別規則書で別途定める場合を除き、大会またはレッキに参加する予定のクルー及びその関係者が、競技長による書面での許可を得ずに、徒歩以外で、ステージの下見や練習走行を目的としてスペシャルステージに立ち入る行為は違反レッキと見なされ、その事実が大会開始前までに認定された場合には競技長の判断により参加を認められない場合が、大会開始以後は審査委員会により最大で失格の罰則が与えられる場合がある。参加を認められない場合、既に支払った参加料は返金されない。

第13条 ブリーフィング (略)

第14条セーフティカー (00 カー、0 カー) とオフィシャルカー (スイーパー)

オガナイザーは複数台のセーフティカーおよびオフィシャルカーを用意しなければならない。これらの車両は「00」、「0」および「スイーパーカー」のゼッケンを付け、すべての行程を、セーフティプランのセーフティカーおよびオフィシャルカースケジュールに従って走行しなければならない。00 カーはコースの安全確認、設置物、緊急車両およびその要員の配置、計時機器の動作、競技役員の配置、観客およびメディアの安全性等、スペシャルステージを開始するために必要な確認および競技長への報告を主たる役務とする。0 カーは参加車両の直前に走行し、コースの最終安全確認およびスペシャルステージの開始が可能であることの確認を主たる役務とする。

00 カーおよび0 カーのドライバーおよびコ・ドライバーは中程度の速度で完全に安全な走行ができる程度の運転技術および経験があり、ステージ内の必要条件を正確に理解していることに加えて、コース上の状況について適切に報告できなくてはならない。

00 カーおよび0 カーは、参加車両と同様にすべてのTCにて計時およびタイムカードへの記入を受けること。0 カーはスペシャルステージの走行時には警告音および警告灯を作動させること。また、コースの映像を記録することが推奨される。

スイーパーカーは、参加車両が走行後セーフティプランのセーフティカーおよびオフィシャルカースケジュールに従ってすべての行程を走行しなければならない。走行中は、離脱・リタイヤ届を提出しようとしているクルー、走行不能車両、援助を求めている車両、コース上の重大な問題がないかを確認し、競技長に報告すること。

第12条 ブリーフィング (略)

第13条セーフティカー (00 カー、0 カー) とオフィシャルカー (スイーパー)

オガナイザーは複数台のセーフティカーおよびオフィシャルカーを用意しなければならない。これらの車両は「00」、「0」および「スイーパーカー」のゼッケンを付け、すべての行程を、セーフティプランのセーフティカーおよびオフィシャルカースケジュールに従って走行しなければならない。00 カーはコースの安全確認、設置物、セーフティカーの配置、計時機器の動作、競技役員の配置、観客およびメディアの安全性等、スペシャルステージを開始するために必要な確認および競技長への報告を主たる役務とする。0 カーは参加車両の直前に走行し、コースの最終安全確認およびスペシャルステージの開始が可能であることの確認を主たる役務とする。

00 カーおよび0 カーのドライバーおよびコ・ドライバーは中程度の速度で完全に安全な走行ができる程度の運転技術および経験があり、ステージ内の必要条件を正確に理解していることに加えて、コース上の状況について適切に報告できなくてはならない。

00 カーおよび0 カーは、参加車両と同様にすべてのTCにて計時およびタイムカードへの記入を受けること。0 カーはスペシャルステージの走行時には警告音および警告灯を作動させること。また、コースの映像を記録することが推奨される。

スイーパーカーは、参加車両が走行後セーフティプランのセーフティカーおよびオフィシャルカースケジュールに従ってすべての行程を走行しなければならない。走行中は、離脱・リタイヤ届を提出しようとしているクルー、走行不能車両、援助を求めている車両、コース上の重大な問題がないかを確認し、競技長に報告すること。

00 カーが通過してから、スイーパーカーが通過するまでの間、競技役員及び競技運営に携わる者は競技体制を維持すること。

第15条 競技結果

- 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。競技結果は時・分・秒および1/10秒で表記するものとする。
- ～3. (略)

第16条 儀典 (略)

第3章 競技細則

(略)

第17条 サービス (整備作業)

- ～2. (略)
- 以下の区域にいるクルーとの間に限り、飲食物、衣服および情報（メモリーカードなどの記憶媒体、ロードブックなどの印刷物や書類等）の受け渡しを行うことが認められる。ただし、オーガナイザーが競技役員を通じてクルーに手渡すものについては、制約を受けず常に認められる。
1) ～2) (略)
- アイテナリーにおけるサービスは次の規格に沿って設定すること。
各レグの最初のスペシャルステージ前：15分 レグ1については強制ではない。ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。
2つのステージグループの間：30～45分
(フレキシサービスを行う場合は20～45分)
最終レグを除く、レグ終了時：45～60分
オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。
- サービスはアイテナリーに明記し、サービスパークの出入り口にはタイムコントロールを設置すること (ただし、別添2に定める各標識間の距離は5メートルでよい)。
- (略)

00 カーが通過してから、スイーパーカーが通過するまでの間、競技役員は競技体制を維持すること。

第14条 競技結果

- 競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。競技結果は時・分・秒で表記するものとする。
- ～3. (略)

第15条 儀典 (略)

第3章 競技細則

(略)

第16条 サービス (整備作業)

- ～2. (略)
- 以下の区域にいるクルーとの間に限り、飲食物、衣服および情報（メモリーカードなどの記憶媒体、ロードブックなどの印刷物や書類等）の受け渡しを行うことが認められる。ただし、オーガナイザーが競技役員を通じてクルーに手渡すものについては、制約を受けず常に認められる。
1) ～2) (略)
- サービスパークは次の規格に沿って設定されるものとする。
各レグの最初のスペシャルステージ前：15分 レグ1については強制ではない。ただしラリーの競技的要素の後およびオーバーナイトリグループの後の場合はその限りではない。
2つのステージグループの間：30～45分
(フレキシサービスを行う場合は20～45分)
最終レグを除く、レグ終了時：45～60分
オーガナイザーにより、ラリーフィニッシュ前に10分間のサービスを設定することができる。
- サービスパークはアイテナリーに明記され、出入り口にはタイムコントロールを設置すること (ただし、別添2に定める各標識間の距離は5メートルでよい)。
- (略)

7. サービス車両は参加申し込み時に登録し、サービス車両であることを示すプレート等を表示していなければならない。
8. ~9. 2) (略)
- 3) 車両がリグループからサービスパークに自走できない場合、競技役員もしくは登録されたサービス員が人力で車両を押し、またはけん引してサービスパークの自らに割り当てられた場所まで移動することが認められる。この目的のサービス員の入場が認められるが、それ以外の作業を行ってはならない。
10. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員のみとする。
11. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意しなければならず、事故や負傷者が発生した場合には速やかにオーガナイザーに報告しなければならない。
12. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けなければならない。

第18条 タイヤ交換 (略)

第19条 燃料補給および充電 (略)

第20条 スタートおよび再スタート (略)

1) ~2) (略)

3) スタートの最大遅延

セクションのスタートから15分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。

4) レグ2以降のスタート順

レグ2以降のスタート順は、レグの最終ステージ終了時の成績を基に、前レグを完走しなかった車両等については正常に完走したステージの記録から、競技長が適切だと考える位置に配置することとする。

5) スタート間隔

(略)

6) スタート順変更

(略)

7) スタートエリア

ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにす

7. サービス車両は参加申し込み時に登録され、サービス車両であることを示すプレート等を表示していなければならない。
8. ~9. 2) (略)
- 3) 車両がリグループからサービスパークに自走できない場合、オフィシャルもしくは登録されたサービス員が人力で車両を押し、またはけん引してサービスパークの自らに割り当てられた場所まで移動することが認められる。この目的のサービス員の入場が認められるが、それ以外の作業を行ってはならない。

第17条 タイヤ交換 (略)

第18条 燃料補給および充電 (略)

第19条 スタートおよび再スタート

1) ~2) (略)

3) レグ2以降のスタート順

レグ2以降のスタート順は、レグの最終ステージ終了時の成績に準じる。

4) スタート間隔

(略)

5) スタート順変更

(略)

6) スタートエリア

ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにす

べての競技車両を集合させることができる。参加者は競技会特別規則に示さ
れるスタート時刻の前に、該当の集合場所に車両を搬入しなければなら
ない。スタートエリアへの遅延到着についての罰金を課す場合は、競技会特別
規則に明記しなければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止
される。

第21条 タイムカードへの記入

1. ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。これらのカードは、1つのセクションを走行するために必要な枚数が支給されるものとし、各クルーはそれぞれのセクションの終了ごとにカードを提出する。タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。時刻の記入は常に 00 : 01-24 : 00 の形式で時・分単位（スペシャルステージのフィニッシュにおける計時記録は 1/10 秒の単位まで）を明記するものとする。ラリーを通じての公式時刻は特別規則書に明記されること。
2. ~5. (略)
6. 競技が続行できなくなったクルーは原則としてタイムカードを競技役員に提出しなければならない。

第22条 コントロールの機能

1. すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - (1) ~ (6) (略)
 - (7) 競技長が特に規定しない限り、コントロールは最終参加車両の到着予定期間に、最大遅延時間と 15 分を加算した時刻が経過した後に閉鎖する。
 - (8) (略)
2. すべてのコントロールおよびゾーン、すなわちパッセージコントロールおよびタイムコントロール、スペシャルステージのスタートとフィニッシュ、ストップコントロール、リグループ、リファーエル（給油）エリア、タイヤマーキングゾーンとメディアゾーンは別添 1 に示す規格に従った標識を使用して示される。
コントロールゾーンの標識設定は以下の 3 種類がある。
 - (1) タイムコントロール：黄色地の標識はコントロールゾーンの開始を示す（予告標識）。そのコントロールの実際の位置は赤色地の標識で示

べての競技車両を集合させることができ、そこには競技会特別規則に詳細のあるスタート時刻の前に車両が運転されてこなければならない。スタートエ
リアへの遅延到着についての罰金を課す場合は、競技会特別規則に明記され
なければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止される。

第20条 タイムカードへの記入

1. ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。これらのカードは、1つのセクションを走行するために必要な枚数が支給されるものとし、各クルーはそれぞれのセクションの終了ごとにカードを提出する。タイムカードの提出および記入内容の確認は各クルーの責任において行うこと。時刻の記入は常に 00 : 01-24 : 00 の形式で時・分単位（スペシャルステージのフィニッシュにおける計時記録は秒または 1/10 秒の単位まで）を明記するものとする。ラリーを通じての公式時刻は特別規則書に明記されること。
2. ~5. (略)
6. 競技が続行できなくなったクルーは原則としてタイムカードをオフィシャルに提出しなければならない。

第21条 コントロールの機能

1. すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - (1) ~ (6) (略)
 - (7) 競技長が特に規定しない限り、コントロールは最終参加車両の到着予定期間に最大遅延時間を加算した時刻が経過した後に閉鎖する。
 - (8) (略)
2. すべてのコントロールおよびゾーン、すなわちパッセージコントロールおよびタイムコントロール、スペシャルステージのスタートとフィニッシュ、ストップコントロール、リグループ、リファーエル（給油）エリア、タイヤマーキングゾーンとメディアゾーンは別添 1 に示す規格に従った標識を使用して示される。
コントロールゾーンの標識設定は以下の 3 種類がある。
 - (1) タイムコントロール：黄色地の No. 1 の標識はコントロールゾーンの開始を示す（予告標識）。そのコントロールの実際の位置は赤色地の

される。コントロールゾーンの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のゾーン終了の標識で示される（終了標識）。

（2）スペシャルステージ：スタート地点は赤色地のスペシャルステージスタートの標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のフィニッシュラインの標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のフィニッシュラインの標識で示される。さらにその先（原則として100m以上300m以内）に設置された計時記録記入地点（ストップポイント）は、赤地色に“STOP”と表示されたストップコントロール標識で示される。さらにエリアの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のゾーン終了の標識で示される。

（3）パッセージコントロール：黄色地のパッセージコントロールの標識はコントロールゾーンの開始を示す（予告標識）。そのコントロールの実際の位置は赤色地のパッセージコントロールの標識で示される。コントロールゾーンの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のゾーン終了の標識で示される（終了標識）。

3. コントロールの競技役員は一見して識別できること。とくにコントロールの責任者はそれを示すジャケットまたはタバード等を着用すること。

4. ～5. (略)

第23条 タイヤウォーミングゾーン (TWZ)

1. ～6. (略)

7. TWZを走行する前に、クルーはスペシャルステージを走行する際と同様の装備を正しく装着しなければならない。

これには第32条及び特別規則書等で定めるクルーが着用する装備やシートベルト等の他、自動消火装置使用車両の場合その状態も含まれる。

8. (略)

第24条 タイヤフィッティングエリア (TFA) (略)

第25条 タイムコントロールにおけるチェックインの手順

1. ～10. (略)

11. 競技長は競技上のアクシデントの影響を受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

12. ～14. (略)

No. 1の標識で示される。コントロールゾーンの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のNo. 2の標識で示される（終了標識）。

（2）スペシャルステージ：スタート地点は赤色地のNo. 3の標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のNo. 4の標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のNo. 4の標識で示される。さらにその先（原則として100m以上300m以内）に設置された計時記録記入地点（ストップポイント）は、赤地色に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のNo. 2の標識で示される。

（3）パッセージコントロール：黄色地のNo. 5の標識はコントロールゾーンの開始を示す（予告標識）。そのコントロールの実際の位置は赤色地のNo. 5の標識で示される。コントロールゾーンの終了はベージュ色地（黄色地でも可）のNo. 2の標識で示される（終了標識）。

3. コントロールの競技役員は一見して識別できること。とくにコントロールの責任者はそれを示すジャケット等を着用すること。

4. ～5. (略)

第22条 タイヤウォーミングゾーン (TWZ)

1. ～6. (略)

7. TWZを走行する前に、クルーはスペシャルステージを走行する際と同様の装備を正しく装着しなければならない。

これには第30条及び特別規則書等で定めるクルーが着用する装備やシートベルト等の他、自動消火装置使用車両の場合その状態も含まれる。

8. (略)

第23条 タイヤフィッティングエリア (TFA) (略)

第24条 タイムコントロールにおけるチェックインの手順

1. ～10. (略)

11. 競技長は競技上のアクシデントを受けたクルーの取り扱いについて、競技会審査委員会の承認を得て適切な措置を講じることができる。

12. ～14. (略)

第26条 コントロールのスタート時刻

1. ~2. ① (略)

②当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入しなければならない。このスタート予定時刻は、クルーのスタート準備に要する時間を考慮してチェックイン時刻の3分後とするが、このコントロールゾーンがTWZを含む場合には、第23条6.に従い、この時間を長くすることができる。

③その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールへ移動する。スタートコントロールの競技役員は、スペシャルステージの実際のスタート時刻（通常は上記②の予定時刻と同じ）を記入する。その後、第29条6に定められたスタート手順に従ってスタートさせる。

④~⑤ (略)

第27条 リグループのコントロール

1. ~3. (略)

4. リグループ後のスタート順は、当該リグループコントロールに到着した順番でなければならない。フレキシサービス後や、当該リグループのチェックインに早着が認められている場合は、その前のコントロールの到着指定時刻の順番とする。競技長は審査委員会に通知した上で、この順番を変更することができる。

第28条 メディアゾーン（任意） (略)

第29条 スペシャルステージ

1. スペシャルステージのコースおよびコースに通行が可能なすべての道は、参加車両およびセーフティカーとそれに準じる車両以外が進入しないよう遮断し、競技役員または警備員を配置するなどして厳重に閉鎖されなければならない。オガナイザーはこの閉鎖措置を確実に履行する責任を負う。また、各スペシャルステージの責任者（ステージコマンダー）は当該スペシャルステージのスタートに常駐し、大会本部と無線、電話等の方法にて連絡が可能な状態であること。

第25条 コントロールのスタート時刻

1. ~2. ① (略)

②当該タイムコントロールにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くスペシャルステージのスタート予定時刻も同時に記入しなければならない。このスタート予定時刻は、クルーのスタート準備に要する時間を考慮してチェックイン時刻の3分後とする。

③その後、参加車両は速やかにスペシャルステージのスタートコントロールへ移動する。スタートコントロールの競技役員は、スペシャルステージの実際のスタート時刻（通常は上記②の予定時刻と同じ）を記入する。その後、第25条6に定められたスタート手順に従ってスタートさせる。

④~⑤ (略)

第26条 リグループのコントロール

1. ~3. (略)

4. リグループ後のスタート順は、可能な範囲でリグループ到着時点の総合順位に従うべきであるが、この方法を探ることが難しい場合は、当該リグループのコントロールに到着した順とする。

第27条 メディアゾーン（任意） (略)

第28条 スペシャルステージ

1. スペシャルステージのコースおよびコースに通行が可能なすべての道は、参加車両および競技役員車両以外が進入しないよう遮断し、競技役員または警備員を配置するなどして厳重に閉鎖されなければならない。オガナイザーはこの閉鎖措置を確実に履行する責任を負う。また、各スペシャルステージの責任者（ステージコマンダー）は当該スペシャルステージのスタートに常駐し、大会本部と無線、電話等の方法にて連絡が可能な状態であること。

- | | |
|---|--|
| <p>2. (略)</p> <p>3. <u>スペシャルステージ内のストップポイントまでの競技走行中、クルーはオガナイザーが義務付けた装備を含め、以下第32条で示す各装備の製造者が指定する正しい方法での着用が義務づけられる。また、サイドウインドウは閉じて走行しなければならない。</u></p> <p>4. ~5. (略)</p> <p>6. スペシャルステージのスタート</p> <p>1) <u>競技役員はタイムカードにスタート時刻を記入し、直ちにクルーにタイムカードを渡すこと。競技役員はスタートラインに車両を誘導する。競技役員の誘導により車両の前端部が正しい位置になるように停止させる。スタート灯火信号またはカウントダウン表示装置を使っている場合、1分前または車両がスタートラインに停止した後に、クルーがはつきりとそれらを見る能够性があるようにしなければならない。誘導が終わった後はスタート時刻まで車両を移動することはできない。移動した場合、審査委員会により罰則が与えられる場合がある。</u></p> <p>2) ~5) (略)</p> <p>7. ~10. (略)</p> <p>11. フィニッシュライン通過後、参加車両はストップポイントまで進み、タイムカードにフィニッシュライン通過時刻（時間、分、秒、および1/10秒）の記入を受ける。<u>担当競技役員が即座に記入できない場合はサインを記入する。この場合、タイムは次のリグループにて記入することができる。</u></p> <p>12. スタック等によりスペシャルステージのコース上に停止し、かつ競技役員が後続車両に危険を及ぼすと判断した場合は、基準所要時間内であってもコースから排除されることがある。この場合、<u>当該車両は競技長によりレグ離脱またはリタイヤを宣告されたものとして扱われる。</u></p> <p>13. ~15. 7) (略)</p> <p>8) <u>スペシャルステージが中断やキャンセルされるなどして、タイムトラベルを行わずして通過とする場合、この事を明確にするため、スタートにて赤旗を提示することとする。</u></p> <p>16. 1) ~9) (略)</p> <p>10) <u>上記一連の緊急措置はロードブックにも明記しなければならない。また、これらの緊急措置に従わなかったクルーは、審査委員会に報告される。</u></p> | <p>2. (略)</p> <p>3. <u>スペシャルステージ内ではヘルメット及び安全ベルト着用が義務づけられる。</u></p> <p>4. ~5. (略)</p> <p>6. スペシャルステージのスタート</p> <p>1) <u>オフィシャルがタイムカードにスタート時刻が記入したら直ちにクルーにタイムカードを渡すこと。オフィシャルはスタートラインに車両を誘導する。オフィシャルの誘導により車両の前端部が正しい位置になるように停止させる。スタート灯火信号またはカウントダウン表示装置を使っている場合、1分前または車両がスタートラインに停止した後に、クルーがはつきりとそれらを見る能够性があるようにしなければならない。誘導が終わった後はスタート時刻まで車両を移動することはできない。移動した場合、審査委員会により罰則が与えられる場合がある。</u></p> <p>2) ~5) (略)</p> <p>7. ~10. (略)</p> <p>11. フィニッシュライン通過後、参加車両はストップポイントまで進み、タイムカードにフィニッシュライン通過時刻（時間、分、秒、および<u>適用される場合は1/10秒</u>）の記入を受ける。</p> <p>12. スタック等によりスペシャルステージのコース上に停止し、かつ競技役員が後続車両に危険を及ぼすと判断した場合は、基準所要時間内であってもコースから排除されることがある。この場合、<u>当該車両はレグ離脱またはリタイヤとなる。</u></p> <p>13. ~15. 7) (略)</p> <p>16. 1) ~9) (略)</p> <p>10) <u>上記一連の緊急措置はロードブックにも明記されなければならない。</u></p> |
|---|--|

11) (略)

12) クルーメンバー以外の人が負傷する事故に関わった場合、クルーは直ちに停車して、スペシャルステージでの事故の手順に従わなければならぬ。

17.～19. (略)

第30条 パルクフェルメ

1. (略)

2. パルクフェルメに進入が許される関係者

特別な作業を行う競技役員、クルー、および以下6. 2)において認められた者、フレキシサービスにおいて車両を移動させるサービス員を除き、いかなる者もパルクフェルメに進入することはできない。

3. オーバーナイトリグループにおいては、クルーは競技役員の指示に従って速やかに車両を停車させ、エンジンを停止してリグループエリアの外に出なければならない。リグループアウト時刻10分前までは、再びオーバーナイトリグループに進入することはできない。

4. (略)

5. テクニカルチェック

パルクフェルメ内において、技術委員(長)によってテクニカルチェックが行われることがある。

6. パルクフェルメ内の修理

1) 車両の損傷が激しく、安全上不適格と技術委員(長)が判断した場合、当該車両に搭載された安全装備(シートベルト、消火器等)を技術委員(長)の立ち会いの下、補修や交換を行うことができる。

2) 安全上の理由に限り、競技長に事前に承認を得たうえで、技術委員(長)の監視の下クルーは、チーム員を含め3人までがウインドウスクリーンを交換することができる。

3) (略)

7. (略)

第31条 車両の移動 (略)

11) リタイヤしたクルーは、リタイヤ届けおよびタイムカードを必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わなければ審査委員会の判断によりペナルティが課される。

17.～19. (略)

第29条 パルクフェルメ

1. (略)

2. パルクフェルメに進入が許される関係者

1) 車両をパルクフェルメに停車したらすぐに、ドライバーはエンジンを停止させ、クルーはパルクフェルメ外に出なければならない。特別な作業を行うオフィシャルを除き、いかなる者もパルクフェルメに進入することはできない。

2) オーバーナイトリグループにおいては、クルーは競技役員の指示に従って速やかに車両を停車させ、エンジンを停止してリグループエリアの外に出なければならない。リグループアウト時刻10分前までは、再びオーバーナイトリグループに進入することはできない。

3. (略)

4. テクニカルチェック

パルクフェルメ内において、技術オフィシャルによってテクニカルチェックが行われることがある。

5. パルクフェルメ内の修理

1) 車両の損傷が激しく、安全上不適格と技術オフィシャルが判断した場合、当該車両は技術オフィシャルの立ち会いの下、補修を行うことができる。

2) 技術オフィシャルの監視の下クルーは、チーム員を含め3人までがウインドウスクリーンを交換することができる。

3) (略)

6. (略)

第4章 参加者およびクルーの遵守事項

第32条 安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品、追加の安全装備品を義務づけることができる。

1. クルーが着用するもの

- 1) 国内競技車両規則第5編「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従ったヘルメット
- 2) 国内競技車両規則第5編「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」細則に従ったレーシングスーツ
- 3) ドライバーはグローブを着用すること。
- 4) 国内競技車両規則第5編「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則」に従った、頭部及び頸部の保護装置（FHRシステム）の着用を強く推奨する。

なお、国際格式競技の場合は、上記1)～4)の要件に代えて、国際モータースポーツ競技規則付則L項第3章ドライバーの装備品に定められている、ラリーのクルー向けの装備を着用しなければならない。国内以下の格式の競技においても、これを満たす装備の使用を推奨する。

2. (略)

第33条 一般規定

参加者およびクルーは、下記の事項の遵守しなければならない。

1. ～2. (略)
3. 競技役員の指示には従うこと。
4. クルーは常にスポーツマンシップに則ったマナーの下に行動し、マナーに反する言動や態度をとってはならない。
5. (略)

第30条 車両の移動 (略)

第31条 罰則

本競技については、別添5による罰則が適用される。

第4章 参加者およびクルーの遵守事項

第32条 安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品を義務づけたり、追加の安全装備品を義務づけることができる。

1. クルーが着用するもの

- 1) 国内競技車両規則第5編細則に従ったヘルメット
- 2) 国内競技車両規則第5編細則に従ったレーシングスーツ
- 3) ドライバーはグローブを着用すること。
- 4) 国際格式競技

車両がスペシャルステージを走行中はいつでも、クルーはホモロゲーションが承認されたヘルメット、必要とされる安全衣服や国際モータースポーツ競技規則付則L項第3章ドライバーの装備品に定められている機材を装着しなければならない。そして安全ベルトを締めていること。いかなる違反についても競技長よりペナルティが課され審査委員会に報告される。

2. (略)

第33条 一般規定

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. ～2. (略)

6. (略)
7. (略)
8. (略)
9. (略)

10. 競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両は走行してはならない。かつ、競技車両は4つの自由に回転する車輪（ホイールとタイヤの両方が正しく装着されている状態）でのみ走行でき、ドライバーの視界を著しく妨げるほどフロントガラスにダメージを負った車両は、競技中一切の走行をしてはならない。

第5章 抗議

第34条 抗議 (略)

第6章 罰則

第35条 罰則

競技会に適用される規則に対する違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って、本競技規定及びその別添5に従って罰則が適用される。上記の規則に定められていない罰則の適用について

3. (略)
4. (略)
5. (略)
6. (略)
7. (略)
8. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウインドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

第5章 抗議

第34条 抗議 (略)

は、競技会審査委員会が決定する

第7章 規則の施行

第36条 本規定の施行

本規定は、2026年1月1日から施行する。

以上

第6章 規則の施行

第35条 本規定の施行

本規定は、2025年2月17日から施行する。

以上

別添5

改正案				現行規定			
分類	対象となる参加者の行為	対象となる参加者の行為 適用される罰則	タイムペナルティの詳細	分類	対象となる参加者の行為	対象となる参加者の行為 適用される罰則	タイムペナルティの詳細
スペシャル ステージ	スペシャルステージ上での停車時に、 正当な理由なく「OK」、「SOS」を 後続車等に提示しなかった場合 <u>および</u> <u>「SOS」または赤旗の提示を受けな</u> <u>がら、正当な理由なく競技規則に定め</u> <u>られた対応を取らなかった場合</u>	競技会審査委員会の裁 定により失格を上限と する罰則が適用される。		スペシャル ステージ	スペシャルステージ上での停車時に、 正当な理由なく「OK」、「SOS」を 後続車等に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁 定により失格を上限と する罰則が適用される。	
パルクフェ ルメ	パルクフェルメにおいて整備、修理、 燃料補給等の作業を行った場合、また はボンネットを開けた場合ただし、 <u>競</u> <u>技役員の監視下の作業を除く</u>	競技会審査委員会の裁 定により失格を上限と する罰則が適用される。		パルクフェ ルメ	パルクフェルメにおいて整備、修理、 燃料補給等の作業を行った場合、また はボンネットを開けた場合ただし、 <u>オ</u> <u>フィシャルの監視下の作業を除く</u>	競技会審査委員会の裁 定により失格を上限と する罰則が適用される。	

(上記以外略)

別添6 電子的トラッキングシステムの要件

トラッキングに電子式システムを採用する場合には、以下の要件を満たすものとする。なお、電子式トラッキングシステムを以って、ラジオポイントの競技役員が無
線で行う人的トラッキングに代えることはできず、人的トラッキングの補助的手段として併用としなければならない。

(1) 必須要件

ア 電波法等、システムが日本国内の法規に適合していること

- イ 車両の位置を逐次把握できること。車載装置からの無線通信による位置通報を行う場合には、通信状況が良好な場所においてはリアルタイムの位置が把握できなければならない。
- ウ 車両が停止した際、クルーが車載装置を操作することにより、即座にOK またはSOS の発報ができなければならない。その後続けて、状態 (OKの場合はコースを封鎖しているか否か、SOS の場合は火災か負傷か) を選択して通報できること。
- エ 車載装置を車体に安全に固定することが可能でなくてはならない。運転操作の障害にならず、転倒や衝突の衝撃に耐え、かつその後のクルーによる操作が可能とする装着方法を指示することとする。
- オ 車載装置及び推奨取付方法はラリー競技で想定される耐衝撃性、防塵性、耐震性、防滴性、耐寒・耐暑性を備えていなければならない。
- カ 運転操作に影響せず、安全に固定することができなければならない。レッキでの使用を除き、吸盤での取り付けは認めない。
- キ 指示する取付方法により、車載装置を、クルーのうち少なくとも1名が正しく着座しシートベルトを締めた状態で操作することができる。
- ク 大会本部にて各車両の位置と状態 (走行、停止、OK/SOS、無線通信途絶等) をリアルタイムに、管理画面に表示した地図上に重ねて位置表示する。
- ケ SOS を受信した際は、管理画面上に目立つように表示し、かつ警告音にて知らせることができること。

(2) 装備することが望ましい機能

- ア 車載装置からの無線通信による位置通報を行う場合には、データを安全に蓄積し、OK およびSOS の発報時刻等については競技長の求めに応じて抽出し、ステージと車両番号、受信時刻を提供することができる望ましい。
- イ 競技長が対象車両を指定して赤旗を発し、車載装置上に表示してクルーに通知することができる機能。
- ウ 競技長から特定の車両または全車両に対して短文のメッセージを送信する機能。

以上